

目 次

I

目 次

第1 漁港及び漁場の整備等に関する法律制定の経緯

第1節 漁港及び漁場の整備等に関する法律の改正経緯	2
第2節 漁港法の成立	12
第3節 地方分権推進計画と漁港法	17
第4節 水産基本政策大綱と漁港漁場整備法の制定	23
第5節 海業の推進と漁港及び漁場の整備等に関する法律の制定	30

第2 漁港及び漁場の整備等に関する法律逐条解説

第1章 総則

第1条 目的	35
第2条 漁港の意義	37
第3条 漁港施設の意義	39
第4条 漁港漁場整備事業の意義	46
第4条の2 漁港施設等活用事業の意義	57
第4条の3 漁港水面施設運営権の意義	60
第5条 漁港の種類	62

第2章 漁港の指定

第6条	63
-----	----

第2章の2 漁港漁場整備基本方針

第6条の2	74
-------	----

第2章の3 漁港漁場整備長期計画

第6条の3	77
-------	----

第6条の4	77
-------	----

第3章 水産政策審議会

第7条から第12条まで 削除	
第13条 調査等.....	81
第14条 審議の公開等.....	81
第15条及び第16条 削除	
第4章 特定漁港漁場整備事業	
第17条 地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備	
事業.....	87
第18条 水産業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業.....	99
第19条 国が施行する特定漁港漁場整備事業.....	103
第19条の2 土地又は水面の測量等.....	107
第19条の3 特定第3種漁港に係る特定漁港漁場整備事業.....	109
第20条 費用の負担及び補助.....	113
第20条の2 市町村の分担金.....	134
第20条の3 他の工作物と効用を兼ねる漁港施設の工事の費用の負担.....	136
第21条 特定漁港漁場整備事業の施行の許可に係る権利の譲渡及び特定漁港漁場整備事業の施行の委託.....	137
第22条 削除	
第23条 施行者に対する命令及び許可の取消.....	140
第24条 土地、水面等の使用.....	141
第24条の2 国の施行する特定漁港漁場整備事業によって生じた土地等の管理及び処分.....	143
第5章 漁港の維持管理	
第25条 漁港管理者の決定.....	149
第26条 漁港管理者の職責.....	155
第27条 漁港管理会.....	158
第28条から第33条まで 削除	

目 次

3

第34条 漁港管理規程の制定及び変更	160
第35条 利用の対価の徴収	166
第36条 土地、水面等の使用及び取用	167
第36条の2 漁港台帳	169
第37条 漁港施設の処分の制限	177
第37条の2 行政財産である特定漁港施設の貸付け	182
第38条 漁港施設の利用	194
第39条 漁港の保全	196
第39条の2 監督処分	211
第39条の3 負担金の通知及び納入手続等	218
第39条の4 経過措置	219
第39条の5 土砂採取料及び占用料	220
第6章 漁港の活用の促進	
第1節 漁港施設等活用基本方針	223
第40条	223
第2節 漁港施設等活用事業の実施等	226
第41条 活用推進計画	226
第42条 実施計画の作成及び認定の申請	231
第43条 実施計画の認定等	236
第44条 実施計画に係る行政財産である漁港施設の 貸付け	243
第45条 実施計画に係る勧告及び認定の取消し	245
第46条 農林水産省令への委任	246
第47条 助言又は勧告	248
第3節 漁港水面施設運営権	249
第48条 漁港水面施設運営権の設定	249
第49条 漁港水面施設運営権に関する活用推進計画 における記載事項の追加等	250
第50条 漁港水面施設運営権に関する実施計画にお ける記載事項の追加等	254

第51条 欠格事由	258
第52条 漁港水面施設運営権の設定の時期等	262
第53条 性質	264
第54条 権利の目的	265
第55条 処分の制限等	267
第56条	274
第57条 漁港水面施設運営権の存続期間	275
第58条 登録	278
第59条 漁港水面施設運営権の取消し等	282
第60条 漁港水面施設運営権者に対する補償	284
第7章 漁港協力団体	
第61条 漁港協力団体の指定	287
第62条 漁港協力団体の業務	290
第63条 監督等	292
第64条 情報の提供等	293
第65条 漁港協力団体に対する許可の特例	294
第8章 雜則	
第66条 漁港施設とみなされる施設	296
第67条 調査、測量及び検査	301
第68条 國土交通大臣に対する協議	303
第69条 都道府県等が処理する事務	304
第70条 経過措置	307
第9章 罰則	
第71条 ・・・ 50万円以下の罰金	308
第72条 ・・・ 30万円以下の罰金	308
第73条 ・・・ 法人の取扱い	308
第3章 関係法令	
法律	
○漁港及び漁場の整備に関する法律（昭和25年法律137号）	317

目 次

5

(参考 1) 昭和25年に成立した当時の漁港法 (昭和25年法律137号)	373
(参考 2) 平成13年改正前における沿岸漁場整備開発法 (昭和49年法律49号)	390
(参考 3) 平成14年改正漁港漁場整備法 (昭和25年法律137号)	402
政 令	
○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令 (昭和25年政令239号)	428
○漁港水面施設運営権登録令 (令和5年政令328号)	447
○水産政策審議会令 (平成13年政令230号)	468
省 令	
○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則 (昭和26年農林省令47号)	473
○漁港水面施設運営権登録令施行規則 (令和5年農林水産省令62号)	523
告 示	
○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令第四条第一項 の農林水産大臣が定める基準 (平成14年農林水産省告示944号)	582
○漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第六項後段の 規定に基づく漁港の指定の内容の軽微な変更に関する基 準 (平成13年農林水産省告示450号)	590
○漁港及び漁場の整備等に関する法律第十八条第一項の水 産業協同組合が特定漁港漁場整備事業を施行する場合の 許可に関する基準 (平成14年農林水産省告示947号)	593
○漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十一条第一項の 特定漁港漁場整備事業の施行の許可に係る権利の譲渡に ついての認可に関する基準 (平成14年農林水産省告示948号)	595
○漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十一条第二項後 段の特定漁港漁場整備事業の施行者が水産業協同組合で あるときの特定漁港漁場整備事業の施行の委託の許可に に関する基準 (平成14年農林水産省告示949号)	597

6

目 次

○漁港台帳の様式及び漁港台帳に添附すべき図面を定める 件 (昭和32年農林省告示129号)	599
○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令第六条第一項 に規定する漁港整備財産台帳、第十三条第一項に規定す る管理台帳及び第十七条に規定する標識の様式 (平成14年農林水産省告示945号)	602
○漁港及び漁場の整備等に関する法律第六十六条第三項後 段の規定に基づき水産政策審議会の議を経ることを要し ない施設に関する基準 (令和6年農林水産省告示1884号)	617
通 知	
○漁港水面施設運営権登録令施行規則第91条第2項第4号 及び第96条第3項第3号に規定する農林水産大臣が定め る事項の概要 (令和6年6月25日)	619
○特定漁港漁場整備事業実施要領の一部改正について (平成19年19水港860号)	623
○模範漁港管理規程例の一部改正について (平成15年15水港1669号)	625
○漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針 (令和5年12月21日策定)	632
○漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する 法律の施行について (令和6年1月31日)	646
○実施計画の軽微な変更の取扱いについて (令和6年4月1日)	733
○漁港協力団体の指定について (技術的助言)	735